

# 開発公園に係る公園等の設置要件が緩和されます。

開発区域の面積が 3,000 m<sup>2</sup>以上の開発行為を行う場合、開発区域面積の 3%以上の公園等を設置する必要がありますが、公園の維持管理の負担軽減や開発行為の促進を図るため、「飯塚市都市計画法に基づく開発許可の基準の緩和に関する条例」を制定し、以下のとおり、公園等の設置基準が緩和されることになりました。

(適用対象)

- ・ 令和 3 年 12 月 17 日 (金) 以降の開発事前協議書の提出を伴うもの
- ・ 開発区域の面積が 0.3 ヘクタール以上 1 ヘクタール未満のもの

※詳細については、飯塚市 都市建設部 都市計画課 都市政策係までご相談ください。

お問い合わせ先  
飯塚市役所 都市建設部  
都市計画課 都市政策係  
(飯塚市役所 5 階)  
TEL : 0948-22-5500 (代表)  
内線 1553・1554  
FAX : 0948-22-5827